別表第三号（第７条関係）

［１～28　略］	
29　小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて5,150MHzを超え5,350MHz以下、5,470MHzを超え5,730MHz以下又は5,925MHzを超え6,425MHz以下の周波数の電波を使用するもの及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の送信設備の任意の１MHzの帯域幅における不要発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。	
(1)　5,150MHzを超え5,350MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの携帯基地局、陸上移動局及び携帯局の送信設備（(2)、(4)及び(5)に掲げるものを除く。）	(1)　5,150MHzを超え5,350MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局の送信設備（(2)、(4)及び(5)に掲げるものを除く。）
［表略］	［表同左］
［(2)～(10)　略］	［(2)～(10)　同左］
［30～72　略］	［30～72　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定無線設備等）	（特定無線設備等）
第二条　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。	**第二条**　［同上］
［一～十九の二　略］	［一～十九の二　同上］
十九の三　設備規則第四十九条の二十第三号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局並びに設備規則第四十九条の二十の二第三項においてその無線設備の条件が定められている五・二GHz帯高出力データ通信システムの携帯基地局及び携帯局に使用するための無線設備（第七十八号に掲げるものを除く。）	十九の三　設備規則第四十九条の二十第三号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備（第七十八号に掲げるものを除く。）
［十九の四～八十一　略］	［十九の四～八十一　同上］
［2　略］	［2　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に受けている第二条の規定による改正前の無線設備規則第四十九条の二十第三号に規定する無線局の無線設備に係る電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。